



公開シンポジウム 知らされなかった核兵器の脅威

高原 孝生

付属研究所は、2007年3月3日、「知らされなかった核兵器の脅威」というタイトルの公開シンポジウムを、グローバルヒパクシャ研究会と共催で開催した。白金キャンパス本館 10 階大会議場において、午前 10 時より午後 5 時半まで、昼休みとコーヒブレイクを挟んで、計三つのパネルディスカッションがもたれた。以下、内容を要約して紹介したい。

まず高原所長が次のような問題提起を行った。昨年 10 月の朝鮮民主主義人民共和国の核実験をはじめ、イランの核開発疑惑や米印原子力協力協定などが昨今、国際問題として頻繁に報じられるようになり、近年になく核問題への関心が高まっている。その他方で、急速に注目を集めるようになってきたのは、気候変動・地球温暖化問題である。核問題と地球温暖化問題に共通しているのは、他国に対する一方的な強制による解決はあり得ず、諸国が協力し合っこそ解決の道への希望も生まれるということである。冷静に現実を直視すればするほど、理想的な解決手段を求めざるを得なくなるというのが、核時代の現実主義の逆説である。今年一月、そのことを端的に示すように、保守系のウォールストリートジャーナル紙に、米国の元高官たち 4 名による、「核兵器のない」世界を唱道する論考が掲載され、話題を呼んだ。核兵器のない世界を最も真剣に求め続けてきたのは、被爆体験者の方々である。「原爆症認定訴訟」の集団提起により、原爆被害の知られざる実態が、今あらためて明らかにされつつある。私たちの核兵器についての認識は、出発点から再検討を迫られている。

午前のセッションのテーマは、「なぜいま原爆症認定集団訴訟なのか」であった。弁護士の田部知江子さんの司会の下、同じく弁護士の樽井直樹さんが最初に、訴訟の概要を紹介した。

1994 年、被爆者の粘り強い運動の結果、いわゆる被爆者援護法が制定され、あたかも被爆者救済が実現したかのように思われがちだが、決してそのようなことはない。被爆者が求めた「国家補償による被爆者援護」は実現せず、給付の内容も生活保障を欠くなど、不十分なままである。そして次のような原爆症認定行政の運用実態は、国の被爆者に対する態度をよく現している。

現在、被爆者として認められ「被爆者健康手帳」を持っている者は、約 26 万人いる。ところが、そのうち原爆症と認定され医療保障を受けているのは、わずか 2300 人弱で、1%に及ばない。既に 2000 年 7 月の最高裁判決が示したとおり、これには障害が原爆に起因すると認定する審査基準の不備が気づかっているのだが、この判決の後に政府が使うようになった「審査の方針」は、とても改善策とはよびえないような不適切なものである。これを改めさせるのが、集団訴訟の共通の目的である。

3 月 3 日現在、16 の地方裁判所、3 つの高等裁判所に、229 名の被爆者が提訴して裁判が進行中である。昨年 5 月の大阪地裁判決では 9 名全員、昨年 8 月の広島地裁判決では 41 名全員、今年一月の

名古屋地裁判決では、原告4名のうち2名が、それぞれ裁判所によって原爆症と認められ、この後も、仙台地裁、東京地裁と判決が予定されている。【筆者注—シンポジウムの後、3月20日、3月22日に、それぞれ、原告勝訴の判決がおりたが、国は控訴した。】

続いて、被爆体験者で、集団訴訟の原告となっている甲斐昭さんと、原告で昨年亡くなった斉藤泰子さんのお母様の友谷幾さんとが、原爆投下後の広島に入り、戦後に疾病をえたことについて、法廷での陳述書を元に証言を行い、参加者に人間的な感銘を与えた。それぞれ、放射線の影響を受けていることが明白であるにもかかわらず、かたくなに原爆症と認定しようとしめない国の姿勢を、雄弁に批判する内容となった。

昼休みには、会場の随所で対話・交流の輪がみられた。また会場では、内部被曝をとりあげた映画『ヒバクシャ：世界の終わりに』を撮った鎌仲ひとみさんの最新作、『六ヶ所村ラブソディー』の予告編が、くりかえし流された。

午後の第二セッションは、「残留放射線と内部被曝」がテーマだった。国際学部附属研究所員の大木昌教授が司会をつとめ、まず、弁護士の内藤雅義さんが「放射線影響研究所の疫学調査とヒバク概念変化の意味」と題して報告を行った。

現在、世界中で放射線防護基準の元になっているのは、広島放射線影響研究所のデータである。これは、占領下に ABCC（原爆傷害調査委員会）が日本政府に命じて 1950 年第一回国勢調査の折にデータ収集を実施して以来、蓄積されてきたものであるが、そこに重大な欠陥があることが、原爆症認定訴訟を通じて明らかになってきている。それは第一に、被爆者の疫学調査にあたって原爆投下後の広島・長崎にしばらく残っていたいわゆる残留放射線の評価をしていないということ、そして第二に、調査の開始までに死亡した者が除外されているため、サンプルは皆、その時点まで生存していた、比較的免疫的抵抗力の強い者に限られているということである。

次に、名古屋大学名誉教授の沢田昭二さんがパワーポイントを使ってスライド図表を示しながら、残留放射線と内部被曝について、詳細に解説した。原爆の炸裂の後に残った放射性微粒子が体内にとりこまれると、その発する放射線が微量であっても、至近距離から長時間にわたって細胞に影響を与え、DNA を損傷する（内部被曝）。ところが ABCC の調査は初期放射線を浴びたことによる影響（外部被曝）にのみ関心を集中させたものだった。それは、おそらくデータ収集が軍事目的で、とりあえず晩発性障害には関心が向かなかったということにも、起因するであろう。

続いて、広島市の福島生協病院の医師、齋藤紀さんが「21 世紀に原爆被害をどうとらえるべきか」と題する報告を行った。1969 年以来、被爆者からこれまで提起された訴訟を振り返ると、それらは必ずしも例えば突然に癌に冒されてというのではなく、むしろ日常的な苦しみを引き起こしたものだ。通常、原爆のエネルギーは、熱線、爆風、放射線の三つに分けられると説明されるが、人間の被害についても、それぞれの区分に沿ったばらばらな理解につながりがちである。しかし、戦後も生存し得た被爆者においては、被害とは、生活と健康に影響する包括的なもの以外ではあり得なかった。

また今日、放射線障害について理解が進んでおり、他の要因との顕著な相乗効果が認められるとい



う研究もある。それが正しいとすれば、例えば第五福竜丸乗組員の C 型肝炎は、ウイルス感染だけが原因だとして、片付けられるべきではないということになるだろう。

こうして、放射能の危険性については根本的に再検討が必要であり、それがなされれば現在の国際放射線防護基準の改訂が必至である。これは、世界の原子力発電所等の安全基準の見直しにも直結することになり、大きな波紋を呼ぶだろう。それだけに政府にこのことを認めさせるには困難が予想されるが、裁判所での沢田教授をはじめとする科学者たちの証言には強い説得力があり、勝訴判決が続いているのである。

それでは、なぜ、そのように重要な残留放射能の影響や内部被曝という脅威に、従来は光があてられてこなかったのか。最後のセッション「封印されたヒロシマ・ナガサキ」では、この問題がテーマとなった。附属研究所主任の孫占坤助教授が司会をつとめ、まず広島市立大学広島平和研究所助手の高橋博子さんが、占領下日本での原爆情報統制について、歴史資料を紹介しながら、詳しく説明した。人道的見地からの批判を打ち消し、連合軍の広島・長崎駐留を不安なく継続させるため、残存放射能の影響を指摘した報道を真っ向から否定するような発表が米軍からなされたことも、跡づけられる。そうした姿勢は、第五福竜丸が被災したビキニ事件以後も、顕著にみられる。

他方で、放射能障害を含め人体が受けた被害についての情報は、被爆者を救済するための医学的研究には供されず、軍事資料として機密扱いされ、米国が独占した。これには、放射線兵器開発との関連があった可能性が強く疑われ、原爆投下の人体実験的側面が現れている。なお、今日的な問題として、9・11以降、歴史資料開示への消極的傾向が、米国政府にみられるのを懸念している。

続いて岐阜新聞社の永井豪さんからは、問題への関心を喚起された個人的な体験を交えながら、特集記事・連載記事のための取材を重ねるなかで、原爆被害の実態が、いかに日本社会においても共有の認識となっていないかを痛感させられるということが、報道の立場から語られた。

またグローバルヒバクシャ研究会共同代表の竹峰誠一郎さんから、本日のシンポジウムの内容に関連して、『いまに問う、ヒバクシャと戦後補償』および『隠されたヒバクシャ：裁きなきビキニ水爆被災』（両書とも凱風社から出版）というグローバルヒバクシャ研究会編著の二冊の文献の紹介があり、参加者として会場におられた原口一博衆院議員の『平和』という著書で、高橋さんが原口代議士と対談をしている章があることが紹介された。

それぞれのセッションではフロアからも活発な質疑があった。広範で長期にわたる被害を人間に及ぼす核兵器は、非人道的であって、禁止されなくてはならない。その意味で、被爆者の方々が力をふりしぼって提起した裁判で争点とされている原爆症認定の方法があらためられることが、核廃絶のためのポイントになってきている。人々の努力に意味があること、それが大きな問題を動かす力になりうるということを示してくれた有意義なシンポジウムになったと、最後に弁護士の中川重徳さんが、まとめの報告をおこなった。

公開シンポジウム
知らされなかった核兵器の脅威

日 時 2007年3月3日(土) 午前10時～午後5時15分
場 所 明治学院大学白金キャンパス(本館10階大会議場)
共 催 明治学院大学国際学部附属研究所・グローバルヒバクシャ研究会

●主催者問題提起

高原 孝生(明治学院大学国際学部附属研究所)

●テーマⅠ なぜいま原爆症認定集団訴訟なのか

甲斐 昭(愛知訴訟原告・被爆当時18歳。投下直後広島市中心部で救援活動に従事)

友谷 幾(東京訴訟原告である故・齊藤泰子さんの母。泰子さんとともに入市被爆)

樽井 直樹(弁護士・愛知弁護団)

司 会・コメンテーター 田部 知江子(弁護士・東京弁護団)

ランチタイム ※資料映像上映予定

●テーマⅡ 残留放射線と内部被曝

沢田 昭二(名古屋大学名誉教授・素粒子物理学)

齋藤 紀(医師・福島生協病院(広島市)院長)

コメンテーター 内藤 雅義(弁護士・核兵器廃絶市民連絡会)

司 会 大木 昌(明治学院大学国際学部附属研究所)

コーヒーブレイク

●テーマⅢ 封印されたヒロシマ・ナガサキ

高橋 博子(広島市立大学広島平和研究所)

永井 豪(岐阜新聞 編集委員・論説委員)

コメンテーター 竹峰 誠一郎(早稲田大学・院生)

司 会 孫 占坤(明治学院大学国際学部附属研究所)

●ま と め

司 会 中川 重徳(弁護士・東京弁護団)